

雇児発 0331 第 37 号

平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市の長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養子縁組里親研修制度の運営について

標記については、今般「児童福祉法施行規則第 1 条の 38 の厚生労働大臣が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 133 号。以下「研修告示」という。）及び「児童福祉法施行規則第 36 条の 46 第 4 項の厚生労働大臣が定める基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 135 号。以下「更新研修告示」という。）が別添のとおり公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の養子縁組里親研修制度の運営に関し、留意すべき事項を下記のとおり定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう務められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 養子縁組里親研修の実施主体

養子縁組里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

第 2 養子縁組里親研修

1 趣旨

養子縁組里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れるとともに、養子縁組によって当該児童の養親となるために必要な基礎的知識や技術の習得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養子縁組里親研修は、養子縁組里親の新規登録時の「基礎研修」、「登録前研修」と、養子縁組里親の登録更新時に実施する「養子縁組里親更新研修」であること。

3 研修対象者

(1) 基礎研修、登録前研修

養子縁組里親になることを希望する者（以下「養子縁組里親希望者」という。）

(2) 養子縁組里親更新研修

養子縁組里親であって登録更新を希望する者

4 研修の実施方法

(1) 研修の申込

養子縁組里親希望者は、都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

(2) 研修の方法

ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

イ 研修科目は、基礎研修及び登録前研修については、研修告示第1項第1号に掲げるもの、養親組里親更新研修については、更新研修告示第1項第1号に掲げるものであること。

ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において行うこと。

(3) 研修科目の免除

ア 現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、

社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法関係

家庭裁判所調査官

ウ 現に里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

エ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の34に規定する研修（養育里親研修）を修了した者又は同規則第1条の37第2号に規定する研修（専門里親研修）を修了した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

オ 都道府県知事がイ又はウと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、登録前研修のうち実習を免除できること。

カ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、養子縁組里親更新研修のうち、実習を免除できること。

キ 児童福祉法施行規則第36条の46第2項に規定する養育里親更新研修を修了した者については、養子縁組里親に固有の課題などに応じて必要な内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養子縁組里親更新研修の科目の一部を免除することができること。

ク 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）の親族である者に対しては、委託する予定の児童及び当該親族の状況に応じて必要な科目及びその内容を中心に研修を行うこととして、相当と認められる範囲で、養子縁組里親研修の科目の一部を免除することができること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 登録前研修については概ね4日間とすること。

ウ 養子縁組里親更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養子縁組里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養子縁組里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養子縁組里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

6 その他

(1) 養子縁組里親研修の内容について、養育里親研修の内容と重複する部分があることを踏まえ、養子縁組里親研修と養育里親研修とを一体的に実施しても差し支えないこととする。

(2) 養子縁組里親研修と養育里親研修とを一体的に実施する場合には、養子縁組固有の課題であると考えられる以下の内容については、養育里親とは別に集中的に実施する時間帯を設けるなど、研修カリキュラムにおいて適切に対応すること。

ア 児童福祉の観点からの特別養子縁組及び普通養子縁組制度の意義と養子縁組里親制度の内容、家庭裁判所への申立等手続きの流れ

イ 要保護児童の多様な背景の理解、縁組成立前や成立後に想定される実親の事情の変化や子どもの発達に伴う状況の変化とそれを受け止めることの必要性

ウ 養子縁組による「育ての親」であることを子どもに伝える、いわゆる「真実告知」の重要性を含む子どもが自分の出自を知る権利の重要性

エ 養子縁組里親としての委託期間はもとより、養子縁組成立後においても、児童相談所や地域の関係機関が養育を支援することとしており、養親・養子は必要な支援を受けることが重要であること